

東村山市:建築物等の開発等の作業に関するお知らせW450×H350 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>注)</sup>

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:

調査終了年月日	令和 年 月 日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	令和 年 月 日	住所
解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
調査方法の概要(調査箇所) 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠) 【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤		住所 現場責任者氏名 連絡場所 TEL
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 氏名 登録番号
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	住所: 分析を実施した者 ② 環境分析センター 氏名 登録番号 住所:
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液: ·剥離剤: ・養生用シート(厚さ: mm) ·接着テープ 等	その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
備考:他の条例等の届出年月日		
東村山市区建築物の解体工事等に関する要綱 (令和 年 月 日届出)		